

○結城市あき地等の環境保全に関する条例

昭和49年10月1日

条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、あき地等に放置されている雑草(これに類するかん木を含む。以下同じ。)、枯草又は廃棄物により、清潔な生活環境が著しく損なわれ、害虫、悪臭、火災、又は犯罪の発生の原因となるあき地等の管理を適正化することによって市民生活の環境保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地等 現に人が使用していない土地及び山林等をいう。
- (2) 不良な状態 雑草等が繁茂することにより、ごみ等の不法投棄を誘発し、害虫又は悪臭の発生源となり、若しくは火災又は犯罪の発生源となるような状態をいう。
- (3) ごみ等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (4) 所有者等 あき地等の所有者及び管理者並びに占有者をいう。

(責務)

第3条 市は、あき地等の環境保全についての知識の普及思想の高揚その他必要な施策を講じなければならない。

2 所有者等は、あき地等が不良な状態にならないように維持管理するよう務めなければならない。

3 市民は、自ら環境の保全に務めるとともに市が実施する施策に協力しなければならない。

(管理義務)

第4条 所有者は、あき地等が不良な状態にならないよう定期的に草刈り等を行うほか、ごみ等を不法に投棄されないように必要な防止措置を講じなければならない。

(投棄禁止)

第5条 何人も、市が指定した場所以外の土地に、ごみ等を捨て、又は放置してはならない。

(市への通報)

第6条 市民は、前条に規定する違反行為を発見したとき、又はあき地等が不良な状態にあり、かつ、危険を及ぼす状態であると認めたときは、市に通報しなければならない。

(指導及び助言)

第7条 市長は、あき地等が不良な状態になるおそれがあるとき、又は不良な状態であるときは、所有者等に対し不良な状態の防止又は除去に必要な措置について指導し、又は助言することができる。

(勧告)

第8条 市長は、あき地等が適切に管理されていないと認めるときは、所有者等に対し、不良な状態の除去に必要な措置を勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条に規定する勧告を履行しない所有者等に対し、不良な状態の除去に必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第5条の規定に違反した者に対し、ごみ等の除去を命ずることができる。

(立入調査等)

第10条 市長は、前3条に規定する指導及び助言又は勧告及び命令の措置を所有者等に行うときには、必要に応じ当該あき地等に立ち入り、調査又は関係人に事情聴取することができる。

2 所有者等は、前項の規定により、市長があき地等の調査又は事情聴取を行うときには、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。